

聖籠町と敬和学園大学との包括的連携に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と学校法人敬和学園大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと相互に協力し、活力ある豊かな地域社会の発展及び人材育成並びに地方創生に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1） 地域の活性化及びにぎわい創出に関すること
- （2） 教育、文化の推進に関すること
- （3） 福祉の向上に関すること
- （4） 人材育成に関すること
- （5） その他、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解除の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 22 日

甲

新潟県聖籠町 聖籠町長

西脇道夫

乙

学校法人敬和学園 敬和学園大学長

山田耕太